特 集 1

、権規約発効六周年にあた

成果と課

友 永 健

(1) は じ め に

こり引、国りり卜とさいて長川敬客に入産産なた尽力に日に発効して以来、六年が経過した。国際人権規約が、わが国に対して、一九七九年九月二一国際人権規約が、わが国に対して、一九七九年九月二一

流れは、大きなうねりとなって前進しているが、なお厳しての間、国の内外において差別撤廃と人権確立を求めた

い問題が山積みされている。

規約の精神の 実現にむけて、 更なる 努力が 求められていう節目の年にあたっており、世界人権宣言なり、国際人権時あたかも本年は、国際連合が創設されて、四〇年とい

る。

② 基本精神の再確認

極的な国際連帯活動によって、達成しようというところにるが、その根本精神の実現を、国連を中心とした、積さらに、世界人権宣言 や 国際人権規約批准の 基本精神は、一切の差別を撤廃し、全ての人を人類共同体の一員とは、一切の差別を撤廃し、全ての人を人類共同体の一員とは、一切の差別を撤廃し、全ての人を人類共同体の一員とは、一切の差別を撤廃し、全ての人を人類共同体の一員とは、一切の差別を撤廃し、全にある。

権利」などが定められている。 権利」などが定められている。 をの自由に関する権利」、「マイノリティーが保護される「労働基本権」、「教育をうける権利」、「言論・出版・集ライバシーを法的に保護される権利」、「生命権」、「不当に逮捕されない権利」、「自由を奪われたものの人道的当に逮捕されない権利」、「公正な裁判をうける権利」、「公正かつ良以上の基本的精神に立って、「働く権利」、「公正かつ良以上の基本的精神に立って、「働く権利」、「公正かつ良以上の基本的精神に立って、「働く権利」、「公正かつ良

されている。

されている。

(「自由権規約」二〇条)という規定に、端的に示い。」(「自由権規約」二〇条)という規定に、端的に示中で、「戦争と差別煽動は法的に禁止されなければならな中で、「戦争と差別煽動は法的に禁止されなければならない。このことは、国際人権規約の基本精神を損のではなく、世界人権宣言や国際人権規約の基本精神を損のにはなく、世界人権宣言や国際人権規約の基本精神を損のではなく、世界人権宣言や国際人権規約の基本精神を損している。

③ 国際的な流れ(前進面)

増えている。
例えば国際人権規約についても、表①のように批准国がの流れは、ひきつづき大きなうねりとなって前進している。日本が国際人権規約に批准して以降、国際的な人権擁護

個人からの訴えも取りあげることを認めた、「自由権規

れ、一定の成果をあげてきている。約)に関する選択議定書にもとづく審理も本格的に開始さ

八四年一二月には拷問禁止条約が採択されている。に採択され、一九八一年三月に発効している。また、一九の条約として、「女子差別撤廃条約」が一九七九年一二月さらに、世界人権宣言なり国際人権規約を踏まえた個別

位向上を目指す将来戦略」が採択された。をた、一九八三年八月には、スイスのジュネーブで「人種差別と闘う第二次一〇年」と定め、これにむけた「宣言」と「行動計画」が採択された。一九八五年八月には、ケニを別と闘う第二次一〇年」と定め、これにむけた「宣言」差別と闘う第二四世界会議」が開催され、過去一〇年を種差別と闘う第二回世界会議」が開催され、過去一〇年をを活する。

きている。種隔離制度)の撤廃を求めた内外の世論が大きく高まって種隔離制度)の撤廃を求めた内外の世論が大きく高まってとの他、南アフリカ共和国におけるアパルトへイト(入

表① 国際人権規約の批准状況

「選択議定書」	「自由権規約」	「社会権規約」	
21	57	59	1979年7月
35	80	84	1985年6月

険性を増大させている。

も、この取りくみを成功させる必要がある。をしているが、極めて時宜にかなった企画であり、是非とその点では、国連は来年を「国際平和年」と定める予定

⑤ 国内の流れ(成果)

進している。 差別撤廃と人権確立を求めたうねりは、国内においても前差別撤廃と人権確立を求めたうねりは、国内においても前一九七九年に、わが国が国際人権規約に批准して以降、

難民課が設置されたし、一九八四年八月に開催された、国選ばれた。また、一九八四年七月には、外務省の中に人権一九八二年には国連人権委員会のメンバーに日本代表が

(4) 国際的な問題点

なされた。

いだけでなく、危険な傾向が強まっている。」との指摘が比較的順調であったが、最近の五年間は見るべきものがな界会議」で、過去一○年の総括が行われ、「前半の五年は一九八三年八月に開催された「人種差別と闘う第二回世

が多発している。 きが活発化し、ユダヤ人や外国人労働者に対する襲撃事件 発化してきているし、ヨーロッパでもネオ・ナチズムの動 クラン)に代表される人種差別を標榜する団体の活動が活 現に、アメリカではK・K・K団(クー・クラックス・

立が激化している。宗教にもとづく対立や「カースト」制度に起因した差別対宗教にもとづく対立や「カースト」制度に起因した差別対

進行がある。 的な景気の後退、このことによる失業者の増大や生活苦の的な景気の後退、このことによる失業者の増大や生活苦のとのような、人権をめぐる事態の悪化の背景には、世界

一層深刻なものとするとともに、世界的な核戦争勃発の危円)にも達するといわれる軍事費の膨脹が、この事態を、さらに、年間一兆ドル(日本円にして、およそ二一五兆

3

連差別防止・少数者保護小委員会に関西大学の竹本正幸教

表② 国連人権関係条約一覧 (1985年8月現在)							現在)
	名 称	総会決議 番 号	採択年月日	表決結果	発効年月日	批准ま たは加 人国	日本の 批准状 況
1	ジェノサイド条約	260(II)	1948.12. 9	56. 0. 0	1951. 1.12	96	
2	人身売買および他人の売春 の搾取の防止に関する条約	317(N)	1949.12. 2	35. 2.15	1951. 7.25	56	0
3	難民の地位に関する条約	全権会議	1951. 7.28	24. 0. 0	1954. 4.22	96	0
4	国籍訂正権に関する条約	630(VI)	1952.12.16	25.22.10	1962. 8.24	10	
5	女性の政治的権利に関する 条約	640(VI)	1952.12.20	46. 0.11	1954. 7. 7	91	0
6	1926年奴隷条約改正議定書	794(VII)	1953.10.23	50. 0. 6	1955. 7. 7	45	
7	無国籍者の地位に関する条 約	全権会議	1954. 9.28	19. 0. 2	1960. 6. 6	34	
8	奴隷制、奴隷貿易および奴 隷制類似の制度・慣行の廃 止に関する補充条約	全権会議	1956.9 . 4	40. 0. 3	1957. 4.30	90	
9	既婚女性の国籍に関する条 約	1046(X)	1957. 1.29	47. 0.24	1958. 8.11	54	
10	無国籍の減少に関する条約	全権会議	1961. 8.21	21. 0. 7	1975.12.13	12	
11	婚姻の同意、婚姻最低年齢 および婚姻届に関する条約	1763 (XXI)	1962.11. 7	90. 0. 7	1964.12. 9	34	
12	あらゆる形態の人種差別撤 廃に関する国際条約	2100 A (XX)	1965.12.21	106. 0. 0	1969. 1. 4	124	
13	経済的、社会的および文化 的権利に関する国際規約	2200 (XX)	1966.12.16	105. 0. 1	1976. 1. 3	82	0
14	市民的および政治的権利に 関する国際規約	"	"	106. 0. 0	1976. 3.23	79	
15	同上についての選択議定書	"	"	66. 2.38	1976. 3.23	33	
16	難民の地位に関する議定書	(XX)	"	91. 0.15	1967.10. 4	93	0
17	戦争犯罪および人道に反す る罪に対する時効不適用に 関する条約	2391 (XX)	1968.11.26	58. 7.36	1970.11.26	26	
18	アパルトヘイト罪の鎮圧お よび処罰に関する国際条約	3068 (XXVII)	1973.11.30	91. 4.26	1976. 7.18	77	
19	女性に対するあらゆる形態 の差別撤廃に関する条約	34/180	1979.12.18	130. 0.11	1981. 9. 3	60	0
20	拷問及びその他の残虐な非 人道的な又は品位を傷つけ る取り扱い又は刑罰を禁止 する条約(仮訳)	39/46	1984.12.10	全会一致	未発効	(24) 署名	

授が委員に選任され、参加している。 月)の三事件が相次いで再審・無罪判決となった。また、 財田川事件(一九八四年三月)、松山事件(一九八四年七 降、地道な活動が展開されている。 組みが活発に展開され、北海道も含め、 死後再審と注目を集めた徳島ラジオ商事件も一九八五年七 に広範な団体を 網羅した 実行委員会が 結成され、 行される運びとなった。 落差別調査等規制等条例」が採決され、 月に再審・無罪となった。 また、死刑確定事件である免田事件(一九八三年七月)、 一九八三年には、世界人権宣言三五周年を記念した取り 一九八四年三月には「大阪府部 全国一八の道府県 一〇月一日より施

玉 内 の 問 題

点

(6)

ている。 以上、多くの前進がみられるが、まだまだ問題が残され

高等教育の漸進的無償化の三頂目については留保したまま 約」の中の、「公休日の報酬、「スト権の原則的付与、目かった。「選択議定書」には入っていないし、「社会権規 国際人権規約についても、日本の批准は完全批准ではな

> あるが、 である。 わが国はその内の七つの条約に批准しただけで、 現在、国連だけでも二〇もの人権に関する条約が 一刻も早い完全批准が求められる。

批准が求められている。 となっている「人種差別撤廃条約」への、わが国の早急な 五九ケ国中、五分の四にも及ぶ一二四ケ国がすでに締約国 一三もの条約に批准していない。とりわけ、国連加盟国一 (表②参照)

国内における 人権侵害も 増加と 悪質化の

傾向を示し、

それ以

差別や民族差別に関した悪質な投書や落書きが増加してい 「いじめ」の問題が重大な社会問題となっているし、部落 さらに、軍事費が毎年一○%近く増加をつづけている一 福祉や教育に かかわった 予算は 削減されてきてい

方で、

る。

国内の具体的課題

(7)

ることがきる。 における今後の具体的な課題としては、 世界人権宣言なり国際人権規約の精神を踏まえた、国内 以下の諸点をあげ

仕事保障や 教育の向上、 まず、部落問題についていえば、環境改善だけでなく、 さらには 啓発に とりくむととも

保障の前進が求められている。指紋押捺制度を廃止するとともに、民族教育の推進と仕事指紋押捺制度を廃止するとともに、民族教育の推進と仕事を日韓国・朝鮮人に対する民族差別の撤廃については、

る。障した「アイヌ民族に関する法律」が制定される必要があ海道旧土人保護法」を廃止し、先住民族としての権利を保護・アイヌ民族に対する差別撤廃に関しては、差別的な「北

別の撤廃が求められている。国内での完全実施、とりわけ教育と雇用面における女性差国内での完全実施、とりわけ教育と雇用面における女性差が強度のできる差別撤廃に関しては、女子差別撤廃条約の

られている。 の理念が日常の生活の中で具体化される必要がある。 との他、国のレベルでのプライバシー保護法の制定が求 との他、国のレベルでのプライバシー保護法の制定が求 の理念が日常の生活の中で具体化される必要がある。

(8) おわりに

の、差別撤廃と人権擁護に関した改善面と問題点をごく簡以上、わが国に対して、 国際人権規約が 発効して以降

(資料) 園田外務大臣談話

国際人権規約の効力発生について

九七五年九月二十一日

限りであります。

国際人権規約は本日わが国につき効力を生じることとなるというできな契機となるという意味をもつものと考えられ、の保障に関する従来の国内施策を一層充実、強化させるための大きな契機となるという意味をもち、国内的には、人権の中でも最も基本的かつ包括的なものであり、国連が人権のかに関する従来の国内施策を一層充実、強化させるための大きな契機となるという意味をもち、国内的には、人権の大きな意義を有することであり、国連が人権の大きな意義を有することであり、国連が人権の大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい極めて大きな対した。

人権自書~被差別者の立場より~

世界人権宣言中央実行委員会 編 B6判310頁 定価1,200円

今、日本の人権擁護は――。部落差別、在日朝鮮人・韓国 人差別、アイヌ差別、障害者差別、沖繩差別、女性差別や被 爆者やハンセン氏病、日系2世の問題等、具体的な実態を明 らかにし、課題を探る。

(社)部落解放研究所 TEL 06-568-1300

単に見てきた。

なって働いていることが分かる。た歴史的な流れは、何人も押し止めることのできない力ととれを見ても分かるように、差別撤廃と人権確立を求め

題が、われわれの前に山積みしている。 しかし、事態は楽観を許さない。なおも厳しい事態と問

との意味をかみしめてみる必要がある。と定めている法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力にとの際、われわれは、日本国憲法が一二条で、「との憲

なお、国際人権規約が批准されたことを知っているのは一丸となって奮闘しよう。世界人権宣言と国際人権規約の精神の具体化のために、

る。(一九八一年)にとどまっている現状に留意する必要があ(一九八一年)にとどまっている現状に留意する必要があ茶良県で一七・○%(一九八○年)、高知県で一六・四%を、国際人権規総が批准されたことを知っているのに

ある。(資料参照)し、この精神が政府によって守られるよう期待するものでし、この精神が政府によって守られるよう期待するもので出された 園田外務大臣 (当時) 談話を、 参考までに紹介虽後に、国際人権規約がわが国に発効した日を記念して